

# 在宅福祉活動計画

(平成 28 年度 ～ 平成 32 年度)



社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会

## 目次

### 第1章 在宅福祉活動計画の策定にあたって

第1節 在宅福祉活動計画の目的と趣旨	3
第2節 地域における事業所の役割	
第3節 現状と動向	3
(1) 人口減少による影響	3
(2) 介護保険法の一部改正に伴う影響	4
(3) 障がい者家族の高齢化、介護力低下の影響	5
(4) 各事業所における過去6年間の状況	5

### 第2章 通所介護事業

第1節 通所介護事業の現状	6
第2節 通所介護事業の課題	9
第3節 通所介護事業の計画	9
(1) 加算による事業収入の安定化	9
(2) 定員の見直し	9
(3) おなびデイサービスセンターの対応	10
(4) 競合施設が多施設ある地域の対応	10
(5) 事業所名称の見直し	10
(6) 指定管理施設について	10

### 第3章 訪問介護事業

第1節 訪問介護事業の現状	11
第2節 訪問介護事業の課題	11
第3節 訪問介護事業の計画	11
(1) 人材確保及び人材育成の推進	11

### 第4章 居宅介護支援事業

第1節 居宅介護支援事業の現状	12
第2節 居宅介護支援事業の課題	13
第3節 居宅介護支援事業の計画	13
(1) 加算による事業収入の安定化	13
(2) 事業所の区分と主任ケアマネジャーの維持向上	13

### 第5章 障がい福祉サービス事業

第1節 障がい福祉サービス事業の現状	14
第2節 障がい福祉サービス事業の課題	15

第3節 障がい福祉サービス事業の計画	15
(1) 利用者の安定確保	15
(2) 短期入所の実施	15
(3) 新たな仕事の開拓	16

## 第6章 年度別実施計画

第1節 年度別実施計画	17
策定経緯	18

## 第1章 在宅福祉活動計画の策定にあたって

### 第1節 在宅福祉活動計画の目的と趣旨

郡上市社会福祉協議会の理念である「支えあい つながりづくり まちづくり・だれもが安心して暮らすことができる まちづくりをめざします」を念頭に、郡上市社会福祉協議会が経営する事業所（通所介護事業所9か所、訪問介護事業所1か所、居宅介護支援事業所4か所、障がい福祉サービス事業所4か所、障がい相談支援事業所1か所）が、住民及び利用者のニーズにこたえ、5年間安定した経営を行うために策定します。

また、郡上市の行政計画である郡上市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）及び第4期郡上市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）との整合性を図ります。

この計画の期間は、平成28年度～平成32年度の5年計画ですが、平成30年度に計画の見直しを行います。

### 第2節 地域における事業所の役割

郡上市社会福祉協議会が経営する事業所は、利用者の支援目標の達成を目指し、質の高いサービスを提供します。

また、利用者以外でも地域の方が、認知症や高齢者介護、障害福祉の制度など福祉の分野で解らない点について、気軽に相談できる事業所になることを目指しています。そのために、専門的な技術や知識をもって実践できる職員の確保と育成に努めています。

地域の方にはボランティアとしてデイサービス事業所・障がい福祉サービス事業所に、平成26年度には延1,765人の方が係っていただいております。また、人と人との「支え合い・つながりづくり」と生きがいつくりの場にもなっております。今も、ボランティア活動が盛んな事業所となるよう取り組んで行きます。

### 第3節 現状と動向

#### （1）人口減少による影響

郡上市の人口は5年間で約2,700人減少（2015年：41,718人→2020年：38,983人）すると推測されますが、高齢者人口は概ね横ばい（2015年：14,878人→2020年：15,035人）に推移すると思われます。（厚生労働省社会保障問題研究所のデータ引用2013. 3.27）

このことにより、今後5年間は、現状の介護保険制度における利用者数の増減は少ないと思われます。また、障害福祉サービス利用の対象者は、微減の状況（5年間で約6%の減少）と思われます。

尚、高齢者の割合が高くなるということは、在宅における介護力が低下するとともに、地域における助け合いを担う住民の力も減少すると言えます。

(2) 介護保険法の一部改正に伴う影響

①要支援認定者の対象除外について

郡上市においては、平成 29 年度よりデイサービス事業所、ホームヘルパー事業所における要支援認定者は全国統一の介護保険サービスから除外され、郡上市の単独事業に完全移行されます。

郡上市全体のデイサービス事業所の利用者の内、70%が郡上市社協のデイサービス事業所を利用しており、利用者の内約 22%（平成 27 年度 4 月～12 月の実利用者の割合）を要支援認定者が占めているので、要支援者が全員利用しなくなると、定員が縮小となります。（約 50 人）

ヘルパー事業所あい愛においては、約 33%（平成 27 年度 4 月～12 月の実利用者の割合）を要支援認定者が占めており、郡上市社協のデイサービス事業所より高い割合になっています。

このように、平成 29 年度を境に大きく状況が変動していくので、平成 30 年度に営業日数、時間延長、地域拡大、定員や施設数など事業内容の見直しが必要になります。

※郡上市社会福祉協議会の事業所を利用されている要支援認定者の割合等

平成 27 年度 4 月から 12 月の実績より（要支援認定者の占める割合及び実数）

デイサービス：金額割合：12.8%・年額約 43,000 千円

月平均の実利用者 要介護認定者 439 人、要支援認定者 125 人  
要支援認定者数の割合：22.2%

ホームヘルプ：金額割合：18.7%・年額約 6,000 千円

月平均の実利用者 要介護認定者 41 人、要支援認定者 20 人  
要支援認定者数の割合：32.7%

（郡上市高齢者福祉計画における郡上市全体のデイサービスへの要支援認定者に係る委託見込み量）

平成 28 年度 1 月当たり 235 人⇒平成 29 年度 122 人と半減

②小規模デイサービスの選択（おなびデイサービスセンター）

平成 28 年 4 月より、小規模デイサービス（18 人定員以下：郡上市社協ではおなびデイサービスセンターが該当する）においては、現状のまま単独の事業所で経営するか、美並デイサービスセンターのサテライト型デイサービスに移行するかを選択して実施しなければなりません。

単独の事業所で経営：事業名が地域密着型に変わり、認可権限者が岐阜県から郡上市に変わります。但し、報酬単価や運営基準の変更はありません。

サテライト型に移行：美並デイサービスセンターの従として施設運営を行うこととなります。従となるため、管理者は美並デイサービスセンターの管理者が兼務できます。報酬単価は小規模から大規模になるので約 12%の報酬減になります。

(3) 障がい者家族の高齢化、介護力低下の影響

障がい者を支える家族の高齢化と介護力の低下が顕著となっています。家族の力が低下し自宅で支えられなくなることが、グループホームや入所施設などの需要が高まる一つの要因となっています。今後、入所施設を整備することも重要ですが、施設数を増やすだけでなく、できるだけ自宅で暮らし続ける力を維持・継続するための家族支援を含めた居住支援サービスが必要となります。

(4) 各事業所における過去6年間の状況について

平成21年度から平成26年度の6年間の推移を別紙資料にて示しています。利用者・事業活動収支差額（福祉事業活動収支差額）等を掲載しています。介護保険事業所の収益が本会の運営を支える財源となっています。

## 第2章 通所介護事業所（デイサービスセンター）

### 第1節 通所介護事業所の現状

事業所名	郡上市八幡デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：30人（平成26年度に25人を30人に増員） 規模：通常</li> <li>・利用率：（平成27年度4月～12月）82.7%</li> <li>・営業日：月から金（祝日営業）</li> <li>・実施地域：八幡地域+美並と大和の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Iイ（最高値の加算）、中重度者ケア体制加算</li> <li>・要支援（27年度12月までの延べ利用者の割合）：15.7%</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	
事業所名	おなびデイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：10人 規模：小規模</li> <li>・利用率：（平成27年度4月～12月）68%</li> <li>・営業日：月から金（祝日営業）</li> <li>・実施地域：おなび、野々倉地域、美並の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Iイ（最高値の加算）</li> <li>・サテライト及び地域密着の選択</li> <li>・要支援（27年度12月までの延べ利用者の割合）：8.6%</li> <li>・施設の形態：指定管理（複合施設）</li> </ul>	
事業所名	デイサービスセンターやまと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：45人（平成24年度に50人から45人に減員） 規模：大規模I</li> <li>・利用率：（平成27年度4月～12月）90.7%</li> <li>・営業日：月から金（祝日営業）</li> <li>・実施地域：大和地域+白鳥八幡の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Iイ（最高値の加算）、中重度者ケア体制加算</li> <li>・要支援（27年度12月までの延べ利用者の割合）：15.1%</li> <li>・施設の形態：指定管理（複合施設）</li> </ul>	

事業所名	白鳥デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：20人 規模：通常規模</li> <li>・利用率：(平成27年度4月～12月) 87%</li> <li>・営業日：月から金(祝日営業)</li> <li>・実施地域：白鳥地域+大和の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Ⅱ(第3位の加算)</li> <li>・要支援(27年度12月までの延べ利用者の割合)：18.3%</li> <li>・通所系サービス事業所過密地域(デイサービス5施設、デイケア2施設)</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	
事業所名	白鳥北部デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：25人 規模：通常規模</li> <li>・利用率：(平成27年度4月～12月) 60.8%</li> <li>・営業日：月から金(祝日営業)</li> <li>・実施地域：白鳥地域+大和高鷺の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Ⅰイ(最高値の加算)、認知症加算</li> <li>・要支援(27年度12月までの延べ利用者の割合)：16%</li> <li>・通所系サービス事業所過密地域(デイサービス5施設、デイケア2施設)</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	
事業所名	白鳥東部デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：20人 規模：通常規模</li> <li>・利用率：(平成27年度4月～12月) 80.5%</li> <li>・営業日：月から金(祝日営業)</li> <li>・実施地域：白鳥地域+大和高鷺の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Ⅰイ(最高値の加算)</li> <li>・要支援(27年度12月までの延べ利用者の割合)：17.1%</li> <li>・通所系サービス事業所過密地域(デイサービス5施設、デイケア2施設)</li> <li>・施設の形態：指定管理(複合施設)</li> </ul>	



事業所名	高鷲デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：25人 規模：通常規模</li> <li>・利用率：(平成27年度4月～12月) 72%</li> <li>・営業日：月から金(祝日営業)</li> <li>・実施地域：高鷲地域+白鳥の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Ⅰイ(最高値の加算)、中重度者ケア体制強化加算</li> <li>・要支援(27年度12月までの延べ利用者の割合)：20.3%</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	
事業所名	美並デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：40人 規模：通常規模</li> <li>・利用率：(平成27年度4月～12月) 79%</li> <li>・営業日：月から土(水曜日休み)(祝日営業)</li> <li>・実施地域：美並地域+美濃市八幡の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Ⅰイ(最高値の加算)、中重度者ケア体制強化加算</li> <li>・要支援(27年度12月までの延べ利用者の割合)：17.2%</li> <li>・おなびデイの主となる施設</li> <li>・施設の形態：指定管理(複合施設)</li> </ul>	
事業所名	明宝デイサービスセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員：30人 規模：通常規模</li> <li>・利用率：(平成27年度4月～12月) 87.7%</li> <li>・営業日：月から金(祝日営業)</li> <li>・実施地域：明宝地域+八幡の一部</li> <li>・加算：サービス提供体制強化加算Ⅰイ(最高値の加算)、認知症加算</li> <li>・要支援(27年度12月までの延べ利用者の割合)：16.7%</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	

## 第2節 通所介護事業の課題

市内にあるデイサービス事業所の数は13ヶ所で、総定員は348人です。その内郡上市社協は9ヶ所を経営し、定員の合計は245人で、郡上市全体の70%を占め、すべてが郡上市からの指定管理となっています。

地域別にみると、大和、高鷲、美並、明宝地域は独占的な状況にあり、八幡と白鳥においては複数の事業所があります。特に白鳥地域は多数の事業所があるので、利用者の獲得が難しい地域となっています。

また、距離や道路事情により高鷲ひるがの地域や明宝小川地域は送迎が大きな課題となっています。

経営の面では、小規模な10人定員のデイサービス事業所（おなびデイサービスセンター）において経営が厳しくなっています。

一方、施設の維持においては、郡上市の指定管理施設なので修繕費には一定の補助があります。

人材確保については、生産年齢人口が減少している中、募集をしても応募がなく、年々人材確保は厳しい状況になってきています。

介護保険の制度や報酬改定が3年毎に行われていますが、特に報酬改定では減額改定が続き、平成27年度ではデイサービス事業所にとって約5%以上の減額となりました。

また、平成29年度には、要支援認定者がデイサービス事業所の対象外となるため、20%を超える方々に利用していただいている社協では、大きな影響が出る事が予測されます。

法人経営の50%以上の財源を担っているデイサービス事業所の経営状況は、法人運営にも大きな影響を及ぼすため、収益を上げるためには、加算を取得することと、効率的な経営に徹しなければ継続した法人経営ができません。そのためには、個別機能訓練加算や認知症加算等に順応できる知識や資質が介護職員等に求められ、管理者等には経営者としての専門的な資質が求められます。

## 第3節 通所介護事業の計画

### (1) 加算による事業収入の安定化

改定により減額した報酬については、より専門性を高める「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」「個別機能訓練加算」の全事業所取得を図り、報酬アップと他事業者との差別化による利用者獲得を目指します。

### (2) 定員の見直し

要支援認定者が平成29年度以降、ケアプランにより現在のデイサービス事業所から移行することが考えられます。その状況を把握して、状況に合わせた定員と職員数の見直しが必要になりますが、土日営業や時間延長などの事業拡大も検討いたします。

(3) おなびデイサービスセンターの対応

おなびデイサービスセンターにおける事業活動収支差額の状況は、平成 23 年度以降、利用者数の減少などの理由により、経営の観点からは厳しい状況が続いており、平成 26 年度は、約▲9,000 千円となり、経営に大きく影響しています。安定経営を図るためには、30 人程度の登録者が必要になりますが、小那比地域の状況からその人数を確保することは、困難な状況にあります。(現在登録者 13 人)

今後は、隣接する美並デイサービスセンターと連携を強化します。そのため、平成 28 年度からは、美並デイサービスセンターのサテライト事業所とし、営業日は週 3 日とします。また、調理の一元化等の経営改善を図ります。土曜日の希望者は美並デイサービスセンターにおいて対応します。その後、関係者に理解を得た上、美並デイサービスセンターにおいて、おなびデイサービスセンターの利用者を全面的に受け入れられるよう協議を進めていきます。

(4) 競合施設が多施設ある地域の対応

白鳥地域においては、複数のデイサービス事業所(5施設)・デイケア事業所(2施設)があり、事業所における定員一人あたりの対象高齢者人口は少なくなっており、利用者の確保が困難な状況になっています。郡上市社協では、3事業所を運営しており、制度改定の影響も考えると定員の縮小や施設の統合等検討を進めます。

平成 28 年度には、白鳥北部デイサービスセンター(利用率平成 26 年度:67.2%、平成 27 年度 4 月から 12 月:60.8%)においては、加算を取得するため、定員を 25 人から 20 人に見直します。

(5) 事業所名称の見直し

デイサービス事業所およびケアマネ事業所においては、明宝デイサービスセンターや大和介護相談センターのようにすべて町名の入った名称になっています。旧町村の地域意識を無くすために、名称の見直しを進めます。

(6) 指定管理施設について

通所介護事業所はすべて郡上市の指定管理施設になっています。

平成 27 年度には、明宝デイサービスセンターでボイラー及び空調設備の大規模な改修を実施しました。市内の施設は同じ時期に建設されており、他の施設も同様に大規模な改修が経年劣化により必要になってきます。

修繕に係る費用は、指定管理における費用割合のルールを適応することによって軽減できるため、指定管理の継続を引き続き要望してまいります。

デイサービス事業所の施設は大掛かりな施設のため、白鳥デイサービスセンター以外はすべて、大型空調設備による一括方式となっています。ランニングコストが高額になる傾向があるので、施設更新の際、郡上市に対して空調の分割方式も協議していただくよう要望してまいります。

### 第3章 訪問介護事業所（ホームヘルパー）

#### 第1節 通所介護事業所の現状

事業所名	ホームヘルパーステーション あい愛
<ul style="list-style-type: none"><li>・営業日：毎日</li><li>・実施地域：八幡+明宝+和良+美並地域の一部</li><li>・加算：特定事業所加算Ⅰ（20%） 最高値の加算</li><li>・要支援（平成27年度12月までの実利用者の割合）：33.3%</li><li>・職員数：正職員4人、嘱託1人、パート8人</li></ul>	

#### 第2節 訪問介護事業の課題

平成27年度の要支援認定者の割合は30%（上記表より）を超えており、平成29年度以降利用者が4分の1以上減ることが予想され、それに対応する適切な人員確保が必要になります。活動地域の拡大については、郡上市全体で利用者が減るので他の事業者の状況を調査し検討します。

また、郡上市の計画する日常生活支援事業の訪問型A（※）への参入については、平成29年度以降検討します。

ヘルパー事業所において、市の予防事業（委託費約6,000千円、八幡・大和・美並・明宝の4地域で実施）を受託していますが、今後の見通しについて郡上市の動向を見極めて判断していく必要があります。

（※）日常生活支援事業の訪問型A：専門的技術を必要としない洗濯、ゴミ出し、話し相手などの生活援助を訪問して行う。1時間1,200円程度の単価（未定）。郡上市の単独事業。

#### 第3節 訪問介護事業の計画

##### （1）人材確保及び人材育成の推進

福祉分野の中でも、在宅へ訪問しサービスを実施するヘルパー職員の就職希望は極端に少ない状況です。また、一人でサービスが提供できるようになるまで、3ヶ月から4ヶ月と長期の研修期間を要します。人員の確保が困難なため、人事異動等による対応で補充を行っています。また、業務を個人委託するなど、いわゆる登録ヘルパー制度（直行直帰職員）の導入も検討します。

## 第4章 居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）

### 第1節 居宅介護支援事業所の現状

事業所名	八幡明宝介護相談センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金</li> <li>・実施地域：八幡地域、明宝地域、大和・美並地域の一部</li> <li>・加 算：特定事業所加算Ⅱ（第2位の加算）</li> <li>・職員数：正職4人</li> <li>・1人当たりの利用件数：29.7件</li> </ul>	
事業所名	大和介護相談センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金</li> <li>・実施地域：大和地域、白鳥・八幡地域の一部</li> <li>・加 算：特定事業所加算Ⅲ（第3位の加算）</li> <li>・職員数：正職3人 パート1人（0.6人）</li> <li>・1人当たりの利用件数：31.5件</li> </ul>	
事業所名	高鷺白鳥介護相談センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金</li> <li>・実施地域：高鷺地域、白鳥地域</li> <li>・加 算：特定事業所加算Ⅲ（第3位の加算）</li> <li>・職員数：正職1人 嘱託1人 フルパート1人</li> <li>・1人当たりの利用件数：24.9件</li> </ul>	
事業所名	美並介護相談センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金</li> <li>・実施地域：美並地域、美濃市・八幡地域の一部</li> <li>・加 算：特定事業所加算Ⅲ（第3位の加算）</li> <li>・職員数：正職2人 フルパート1人</li> <li>・1人当たりの利用件数：32.4件</li> </ul>	

## 第2節 居宅介護支援事業所の課題

現在4か所の事業所を経営しており、市内で在宅サービス（居住を除く）を受けている要介護認定者（約1500人）の約27%を社協のケアマネジャーが支えている状況です。

事業所経営においては、20%以上の利益率があります。地域が広いため、事業所間でケアマネの取り扱う件数に大きな差が出ています。

国の政策は、介護保険における主任ケアマネジャーの役割を重要視し、事業所加算も主任ケアマネを中心とした仕組みとなっています。また、主任ケアマネの資格取得及び継続については、今まで以上に資質向上を求めています。3人程度の小規模な事業所では、段階を経た主任ケアマネの育成と特定事業所加算Ⅲの継続取得が極めて困難な状況です。

## 第3節 居宅介護支援事業所の計画

### (1) 加算による事業収入の安定化

4事業所の内1事業所が特定事業所加算Ⅱ、3事業所が特定事業所加算Ⅲを取得しています。3事業所の特定事業所加算ⅢをⅡへランクアップすることにより、3,000千円以上の介護報酬増が見込まれます。

特定事業所加算Ⅱを取得するためには、常勤専従の主任ケアマネジャー1人以上と常勤専従のケアマネジャーを3人以上の計4人以上の常勤専従スタッフの事業所規模が必要で、そのためには事業所数を減らし規模を大きくすることが必要です。

特定事業所加算Ⅱ	ケアプラン1件に対して4千円の加算。 人員配置：主任ケアマネ1人、ケアマネ3人（常勤専従）
特定事業所加算Ⅲ	ケアプラン1件に対して3千円の加算。 人員配置：主任ケアマネ1人、ケアマネ2人（常勤専従）

### (2) 事業所の区分と主任ケアマネジャーの維持向上

主任ケアマネジャーの資格を取得するためには、5年以上の実務者経験と二つの研修課程を受講した者が、新たに70時間の研修を受けて初めて主任の資格が与えられます。その後は、主任のための更新研修を5年毎に受ける必要があります。

主任ケアマネジャーには、地域や事業所の人材育成及び地域包括ケアシステムに向けた地域づくりの役割も課せられており、ケアプラン作成以外の業務も生まれてきますので、このような主任ケアマネジャーの育成に努めます。

また、現在4事業所ある事業所数を活動面積も鑑みて、平成28年度より郡上市全域を実施エリアとする北部・中部・南部の3事業所に統合いたします。

## 第5章 障がい福祉サービス事業所

### 第1節 障がい福祉サービス事業所の現状

事業所名	すみれ作業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金（祝日休み）</li> <li>・実施地域：郡上市全体（送迎はできる範囲）</li> <li>・加算：送迎加算Ⅱ（1回130円）</li> <li>・定員：B型20人</li> <li>・利用登録者数：23人 ・利用率：51.2%（平成27年12月現在）</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	
事業所名	ウイングハウス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金（祝日休み）</li> <li>・実施地域：郡上市全体（送迎はできる範囲）</li> <li>・加算：送迎加算Ⅱ（1回130円）</li> <li>・定員：B型10人、生活介護10人、生活訓練6人</li> <li>・利用登録者数：24人 ・利用率59.3%（平成27年12月現在）</li> <li>・施設の形態：郡上市社協の資産</li> </ul>	
事業所名	みずほ園
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金（祝日休み）</li> <li>・実施地域：郡上市全体（送迎はできる範囲）</li> <li>・加算：送迎加算Ⅰ（1回270円）</li> <li>・定員：B型20人</li> <li>・利用登録者数：18人 ・利用率：76.3%（平成27年12月現在）</li> <li>・施設の形態：市からの無償譲渡（郡上市社協の資産）</li> <li>・土地使用料：390,120円／年</li> </ul>	
事業所名	ぽぷらの家
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金（祝日休み）</li> <li>・実施地域：郡上市全体（送迎はできる範囲）</li> <li>・加算：送迎加算Ⅱ（1回130円）</li> <li>・定員：B型20人</li> <li>・利用登録者数：12人 ・利用率：46%（平成27年12月現在）</li> <li>・施設の形態：指定管理</li> </ul>	

事業所名	特定・一般相談支援事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日：月～金（祝日休み）</li> <li>・実施地域：郡上市</li> <li>・利用者数：55人（平成27年12月現在）</li> <li>・相談職員：正職員2名</li> <li>・事務所：郡上市社協事務局 在宅福祉課内</li> </ul>	

## 第2節 障がい福祉サービス事業所の課題

市内で4か所の障がい福祉サービス事業所を運営しており、美並町と高鷲町の2か所が指定管理施設、八幡町と大和町の2か所が社協所有の施設です。事業所の総定員は86人で、現在67人の障がい者（平成27年12月現在の実利用者数）が利用されています。サービス内容は、全ての事業所に就労継続支援B型があり、八幡のみ生活介護と生活訓練を加えたサービスを提供しています。

大きな課題としては、事業継続のための利用者の安定確保と利用継続が重要です。そのため、魅力がある事業所として何が求められているのかを個々に十分把握する必要があります。さらに、就労継続支援B型では、下請け作業や自主製品の製作・販売を行っていますが、現在平均月額約1万円の工賃です。第4期郡上市障害福祉計画で実施されたアンケート調査でも「給与・工賃を多くほしい」との意見が多くあり、少しでも多くの給与・工賃を支給することを考えなければなりません。

## 第3節 障がい福祉サービス事業所の計画

### （1）利用者の安定確保

小規模事業所の特性として、わずかな利用者の減少でも経営に大きな影響を受けてしまいます。また、施設の維持・管理経費についても、社協所有の施設に関しては今後、施設修繕等に係る経費の負担が懸念されます。そのため、前述したように現在の利用者の継続はもちろんのこと、新たな利用者の確保のために利用者ニーズに即した先導的取り組みや、工賃向上について早急に対策を検討します。

### （2）短期入所の実施

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して長く暮らし続けるためには、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間入所してもらい、必要な介護の提供を行う必要性があります。また、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての利用も見込まれると考えます。そこで、短期入所施設の整備について、既存施設を活用して平成30年度までに開設を目指します。



### (3) 新たな仕事の開拓

社協が運営する就労継続支援B型事業所では、地元の企業からの下請け作業（内職等）や自主製品としてさをり織り、クッキー等の製作・製造が中心となっています。しかし、工賃向上や、利用者が一般就労への移行を考えた場合の作業内容の可能性を広げるためには、新たな仕事の開拓が必要です。その一つとして、社会福祉協議会が運営する各地域のデイサービスセンターと協議を重ね、施設内の清掃業務や介護者補助等に関われるよう取り組みます。また、個々の能力に合った作業のアイデアやお手伝いを目的とした応援サポーターを広く地域より募り、仕事の可能性を広げます。一般就労については、ハローワークや県の障害者職業センター等との連携を深め、一人でも多く就労できるようサポート体制を強化します。

## 第6章 年度別実施計画

### 第1節 年度別実施計画

年度	計 画 内 容	備 考
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネ事業所統合（3事業所）4月</li> <li>○おなびデイサービスセンターのサテライト 4月 （主：美並デイサービスセンター 従：おなびデイサービスセンター）</li> <li>○法改正に向けたデイサービスの在り方を協議</li> <li>○デイサービス事業所の名称変更について協議・決定</li> </ul>	
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイサービス事業所の名称変更4月</li> <li>○障がい短期入所設置に向けた協議（場所、財源、許可等）</li> </ul>	
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■見直し計画策定 （12月理事会・評議員会で承認）</li> <li>※法改正（介護保険法・総合支援法）</li> <li>○障がい短期入所の設計・施行（4月～2月）</li> <li>○障がい短期入所事業の実施3月</li> </ul>	
31		
32		

## 1 策定経緯

- 第1回策定委員会 平成27年6月26日(金) 大和庁舎203会議室  
 (1) 委嘱書交付、策定委員会概要説明  
 (2) 委員長、副委員長の選出  
 (3) 郡上市社会福祉協議会の現状と課題について  
 (4) 第6期郡上市介護保険事業計画の概要について  
 (5) 第4期郡上市障害福祉計画の概要について
- 第2回策定委員会 平成27年10月9日(金) 大和庁舎203会議室  
 (1) 在宅福祉活動計画の目的と趣旨及び現状と動向について  
 (2) 事業所の現状と課題について  
 (3) 計画書の構成について
- 第3回策定委員会 平成27年11月27日(金) 大和庁舎203会議室  
 (1) 計画内容の変更点について  
 (2) 各計画の内容について  
 (3) 今後のスケジュールについて
- 第4回策定委員会 平成28年1月22日(金) 大和庁舎203会議室  
 (1) 修正箇所について  
 (2) 委員会採択について  
 (3) 計画書の理事会提出(答申)について

## 2 郡上市社会福祉協議会在宅福祉活動計画策定委員会名簿

(敬称略・順不同)

氏名	役職名	職名等
荒井 庄司	委員長	郡上市社会福祉協議会理事
尾田 孝夫	副委員長	郡上市社会福祉協議会理事
山下 憲一	委員	郡上市社会福祉協議会理事
桜本 加代子	委員	郡上市社会福祉協議会評議員
大坪 里美	委員	郡上市社会福祉協議会評議員
松井 良春	委員	郡上市役所 高齢福祉課長
丸茂 紀子	委員	郡上市役所 社会福祉課長
布田 孝文	委員	郡上市社会福祉協議会事務局長
鈴木 登	委員	郡上市社会福祉協議会総務課長
八代 忠尚	委員	郡上市社会福祉協議会地域福祉課長
原 早奈江	委員	郡上市社会福祉協議会在宅福祉課長補佐
野邑 昌彦	委員	郡上市社会福祉協議会在宅福祉課長補佐
古川 昭文	事務局	郡上市社会福祉協議会在宅福祉課長
恩田 邦生	事務局	郡上市社会福祉協議会在宅福祉課長補佐
池戸 節子	事務局	郡上市社会福祉協議会在宅福祉課

平成28年3月

編集・発行／社会福祉法人郡上市社会福祉協議会在宅福祉課

〒501-4607 郡上市大和町徳永585番地

TEL 0575-88-9988

FAX 0575-88-3315

ホームページ：<http://www.gujo-syakyo.or.jp>

Eメール：shakyo.gujo@smile.ocn.ne.jp